厚木愛甲環境施設組合第５回事業報告会（工事説明会）次第

日　時　令和３年 10 月 13 日(水)
　　午後７時
場　所　金田自治会館

１　開　　会

２　あいさつ

３　説明内容
（１）ごみ中間処理施設整備事業の概要について

（２）施設整備の内容について

（３）事業スケジュールについて

（４）全体工事計画について

（５）当面の工事予定について

４　質疑応答

５　閉　　会

厚木愛甲環境施設組合
TEL　046-297-1153（直通）
FAX　046-221-5322
E-MAIL　atsugi-aiko@r3.dion.ne.jp

厚木愛甲環境施設組合第５回事業報告会（工事説明会）次第

日　時　令和３年 10 月 16 日(土)
　　午後７時
場　所　依知南公民館集会室

１　開　　会

２　あいさつ

３　説明内容
（１）ごみ中間処理施設整備事業の概要について

（２）施設整備の内容について

（３）事業スケジュールについて

（４）全体工事計画について

（５）当面の工事予定について

４　質疑応答

５　閉　　会

厚木愛甲環境施設組合
TEL　046-297-1153（直通）
FAX　046-221-5322
E-MAIL　atsugi-aiko@r3.dion.ne.jp

第５回事業報告会
（工事説明会）

令和３年10月
厚木愛甲環境施設組合

本日ご説明する内容

1　ごみ中間処理施設整備事業の概要
2　施設整備の内容
3　事業スケジュール
4　全体工事計画
5　当面の工事予定

1　ごみ中間処理施設整備事業の概要

（１）厚木愛甲環境施設組合とは

（２）ごみ中間処理施設の整備

（３）市町村と組合の役割分担

（４）実施区域の位置

（５）実施区域の周辺の状況

（６）収集車の通行ルート

１（１）厚木愛甲環境施設組合とは

① 平成10年３月に神奈川県が策定した「神奈川県ごみ処理広域化計画」において、厚木市・愛川町・清川村の３自治体が『厚木愛甲ブロック』として、ごみ処理広域化に取り組むこととされました。

② 県の計画を受け、一般廃棄物（ごみ）共同処理のための処理施設を整備・運営することを目的として、厚木市・愛川町・清川村を構成市町村とする、『厚木愛甲環境施設組合』を平成16年４月に設置しました。

③ 組合は、地方公共団体の組織及び運営に関する事項を定めた地方自治法において、『一部事務組合』として、地方公共団体の一つに位置付けられています。

1 （2）ごみ中間処理施設の整備

① 整備の必要性

現在の厚木市環境センターは、昭和62年の竣工で、稼働期間が33年となり、老朽化が進んでいることから、施設の建替えが必要な時期を迎えています。

② 大規模災害への対応

廃棄物処理法に規定される廃棄物処理施設整備計画により、大規模災害時でも稼働不能とならないよう対策が求められたことから、施設整備に当たっては十分な耐震性を持たせるとともに、可燃性災害廃棄物の円滑な処理のため、事業区域内に災害廃棄物一時保管場所の設置を計画しています。

なお、災害廃棄物一時保管場所は、平常時には皆さまの憩いの場となるよう『緑地のエリア』として整備し、一般開放します。

令和７年12月の稼働を目指し、整備工事を開始します

1 （3）市町村と組合の役割分担

厚木市・愛川町・清川村の役割

- **ごみの減量化・資源化**：ごみの減量化・資源化対策は、各市町村の施策により実施されます。
- **収集・運搬**：収集・運搬は各市町村が行います。

厚木愛甲環境施設組合の役割

- **中間処理**：ごみ焼却施設と粗大ごみ処理施設を新たに整備し、運営します。
- **灰の資源化**：焼却処理後の灰は、民間企業を活用して資源化します。

1 （4）実施区域の位置

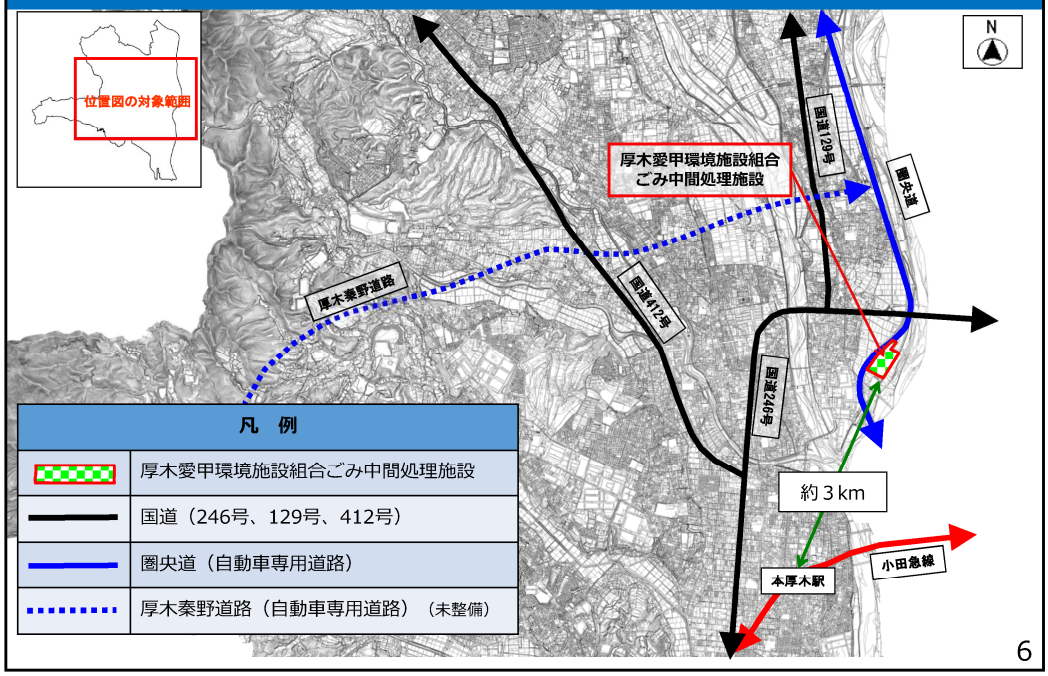

1 （4）実施区域の位置

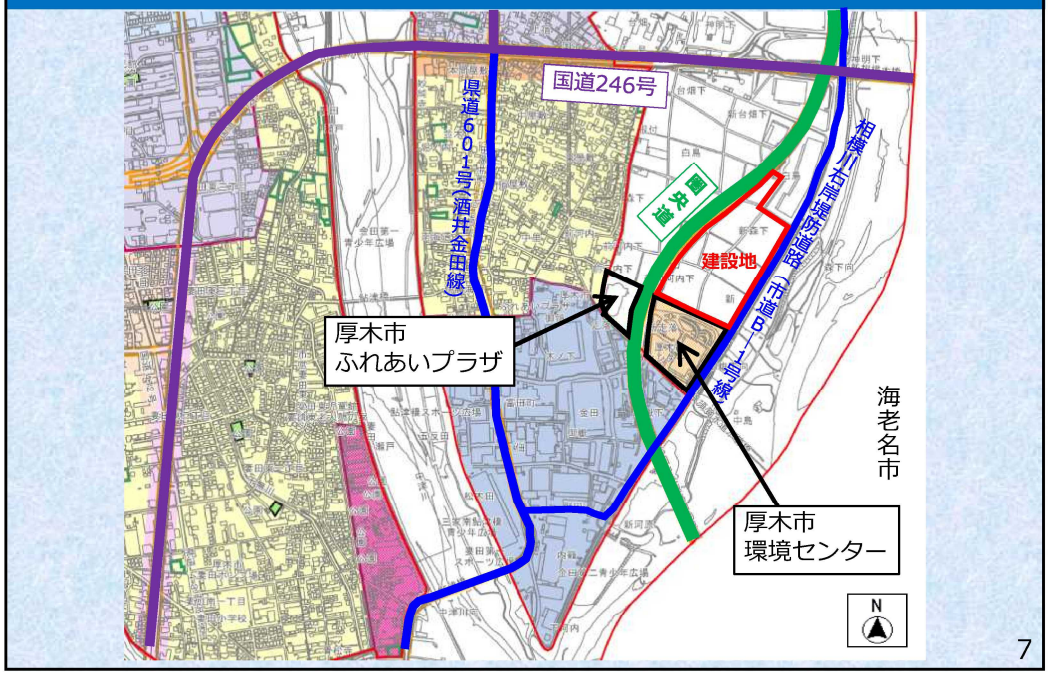

1 （5）実施区域の周辺の状況

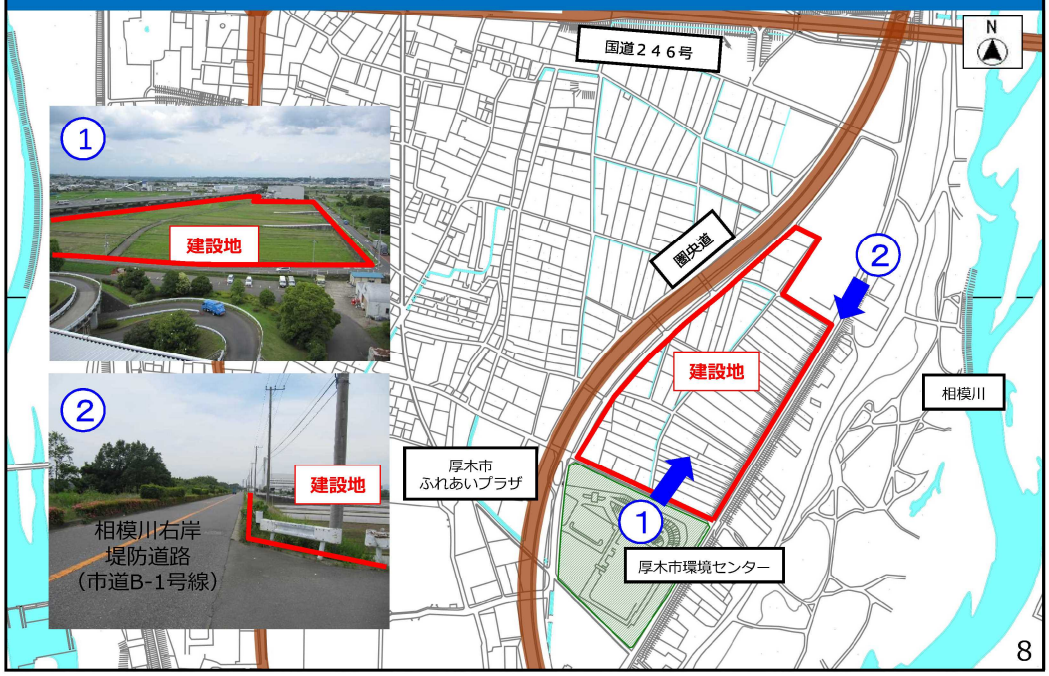

1 （5）実施区域の周辺の状況

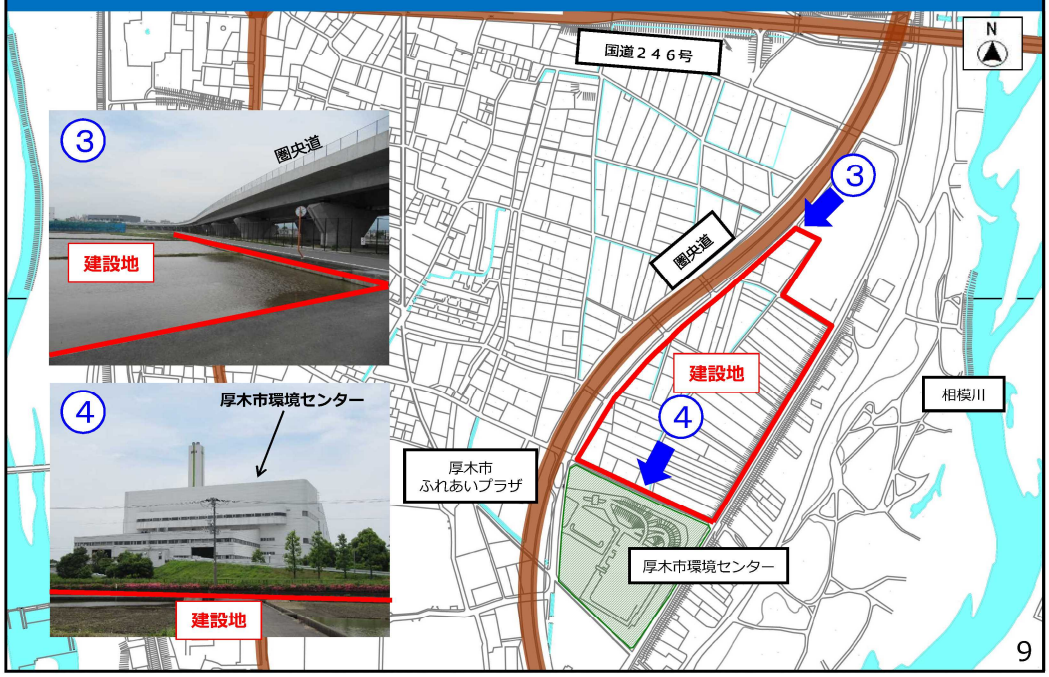

1 （6）収集車の通行ルート

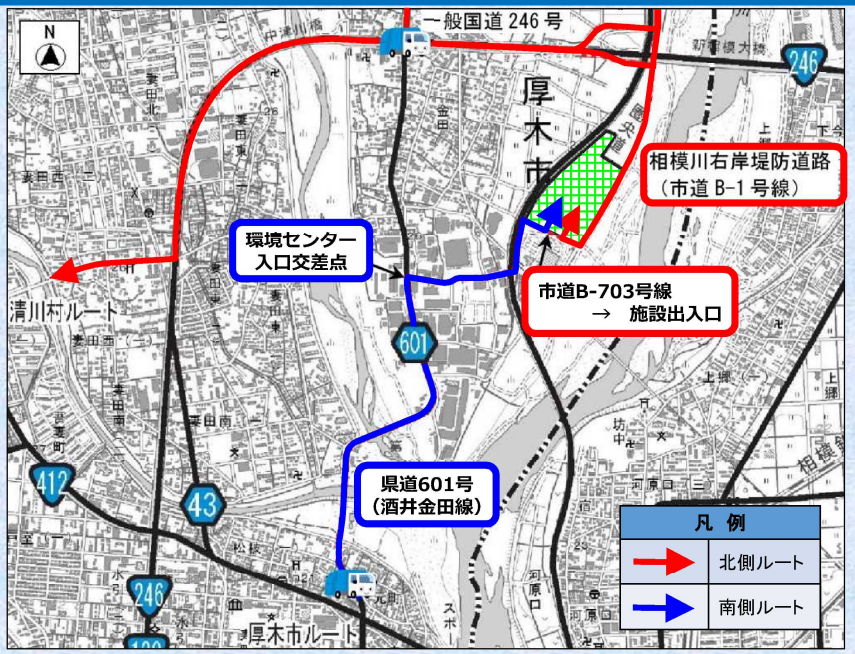

2　施設整備の内容

（1）施設整備の基本方針

（2）施設の概要

（3）厚木市環境センターとの比較

（4）排ガス濃度の自主規制値

（5）土地利用計画図

（6）配置・動線計画

（7）施設見学の特徴

2 （1）施設整備の基本方針

① 環境にやさしい施設
② 安全に配慮した施設
③ 安定稼働に優れた施設
④ 処理能力に優れた施設
⑤ 資源循環・エネルギー利用に優れた施設
⑥ 経済性に優れた施設
⑦ 周辺環境と調和する施設
⑧ 住民に愛される施設
⑨ 地域の防災拠点となる施設

2 （2）施設の概要

■建設場所
厚木市金田1610番地１ほか

■敷地面積
約5.5ヘクタール
① 施設エリア　約1.8ヘクタール
② 緑地のエリア　約3.7ヘクタール

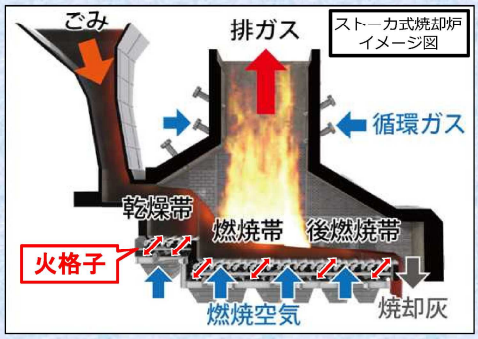

■施設概要
① ごみ焼却施設　226ｔ／日（113ｔ／日×２炉）
処理方式・・・ストーカ式焼却炉
② 粗大ごみ処理施設　12ｔ／日
③ 緑地のエリア（大規模災害時は災害廃棄物一時保管場所として使用）

2（2）施設の概要

■構造規模

① 構　　造　　鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）

② 階　　数　　地下１階、地上６階建て

③ 煙突高さ　　80メートル

■施設の特徴

① 最新の排ガス処理設備の導入により、厳しい自主規制値を設定

② 地震対策及び浸水対策を施した大規模災害に強い施設

③ 焼却灰の資源化を行い、リサイクルを推進

④ 高効率ごみ発電による再生可能エネルギーを活用

2（3）厚木市環境センターとの比較

項　目	厚木愛甲環境施設組合 ごみ中間処理施設	厚木市 環境センター
焼却方式	ストーカ式 焼却炉	流動床式 焼却炉
焼却能力	２２６ トン/日	３２７ トン/日
粗大ごみ 処理量	１２トン/日	５０トン/日
炉の数	２炉	３炉
煙突高さ	８０ｍ （航空障害灯あり）	５９ｍ （航空障害灯なし）
焼却灰	資源化	埋立処分

2 （4）排ガス濃度の自主規制値

項　目	単位	法規制値	自主規制値
① ばいじん	g/m^{3}N	0.04以下	0.005以下
② 硫黄酸化物 (SOx)	ppm	2427以下 （K値＝11.5）	10以下
③ 塩化水素 (HCL)	ppm	430以下	10以下
④ 窒素酸化物 (NOx)	ppm	250以下	20以下
⑤ ダイオキシン類 (DXNs)	ng-TEQ/m^{3}N	0.1以下	0.01以下
⑥ 一酸化炭素 (CO)	ppm	100以下	30以下

※一酸化炭素：「ごみに係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」新設のごみ焼却炉に係る対策基準値とします。
※水銀：平成30年4月1日施行「大気汚染防止法」により、新規施設の排出基準【30μg /Nm^3】以下を遵守します。
※上記以外については、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」の規制基準を遵守します。

2 （5）土地利用計画図

敷地面積　約5.5ha

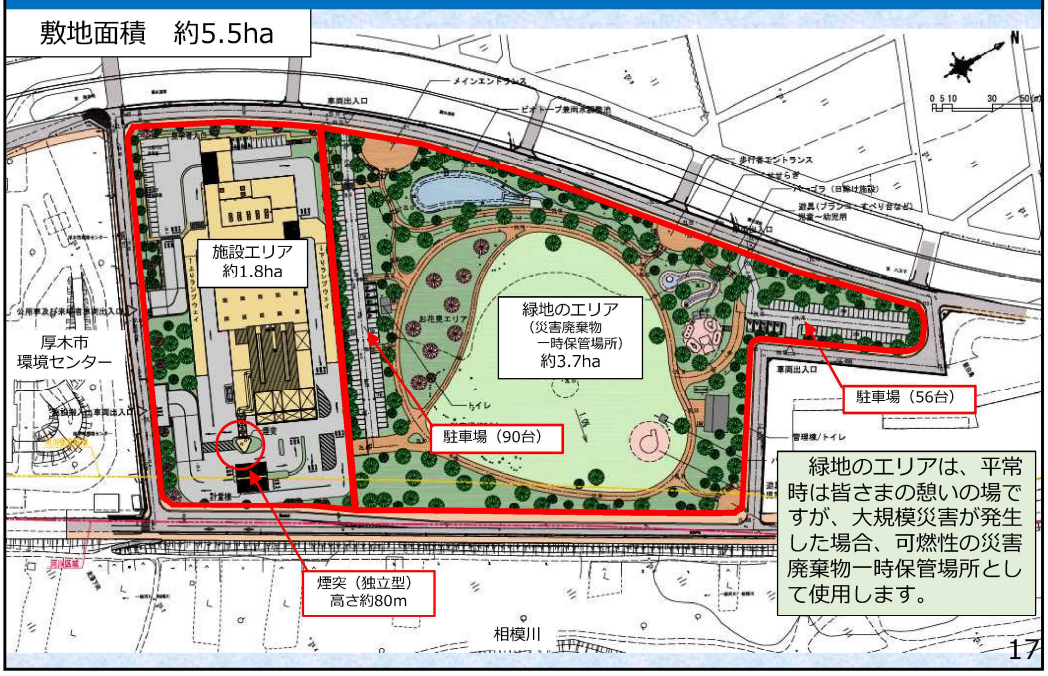

2（6）配置・動線計画

施設エリアの一般来場者ゾーンと工場ゾーンを明確に分離します。

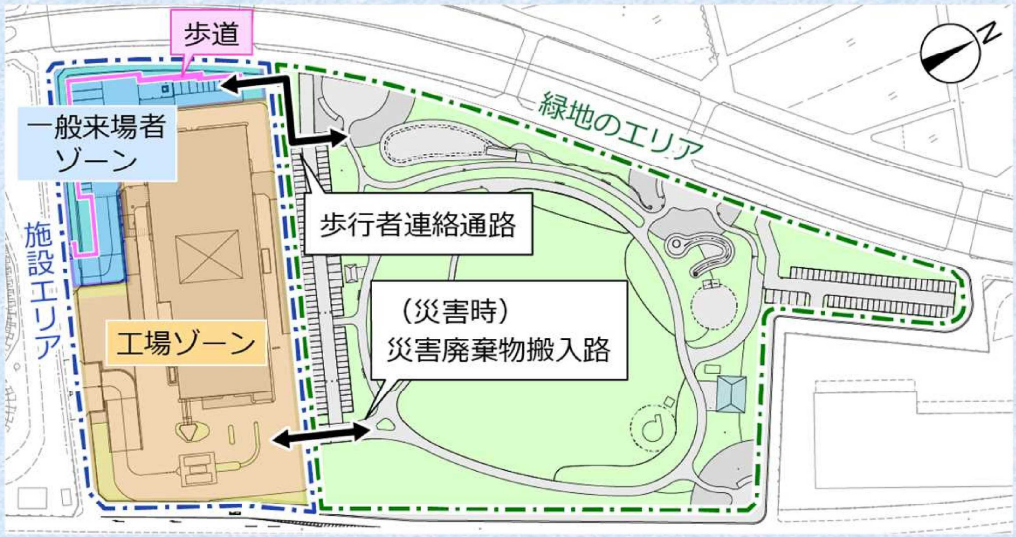

全体配置図

2（6）配置・動線計画

施設エリアの一般来場者ゾーンと工場ゾーンを明確に分離します。

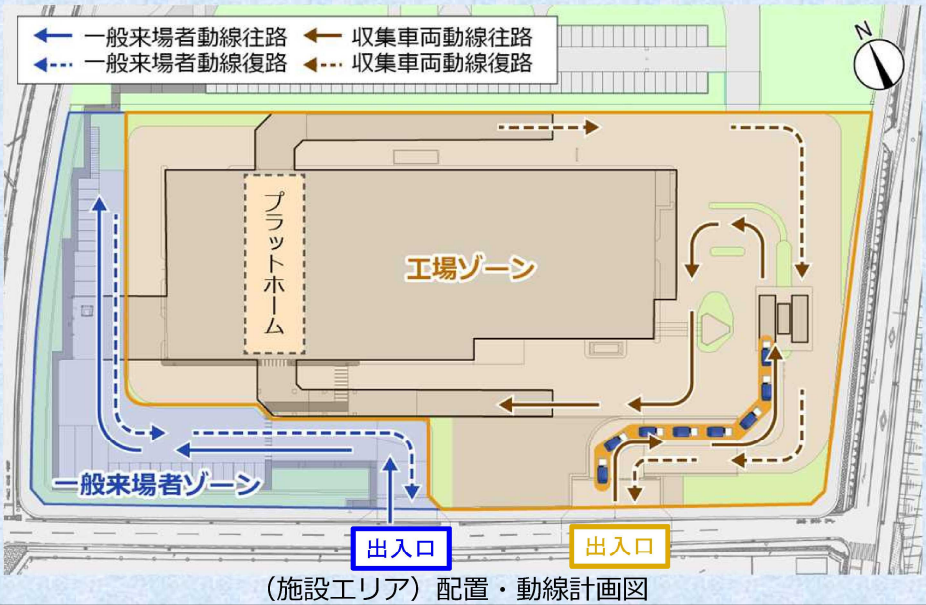

（施設エリア）配置・動線計画図

2 （7）施設見学の特徴

■ 主な特徴

① ごみの処理手順に沿って学習ができる３つのゾーン

② 見学者同士が交錯しない一筆書きのルート

③ 体験・体感型の仕掛けを配置

④ 緑地のエリアを見渡せる見学者デッキを設置

『気づきゾーン』 ～施設と自分たちの暮らしのつながりに気づく～

・玄関ホールの資料展示コーナーでは、環境問題やSDGsに関する展示、書籍を自由に閲覧できるようにし、気づきの導入として活用します。

・大会議室では、原寸大に近い動画や、作業員の目線での撮影によって演出した臨場感のあるリアルガイダンス映像により、施設の機能や役割をしっかりと理解できます。また自分たちが出すごみと施設とのつながりに気づきます。

リアルガイダンス映像

『学びゾーン』 ～施設の役割についてリアルスケールで体感し、理解する～

・原寸大グラフィックによるリアルスケール体験や、発電体験等の興味関心を引き出す工夫により、記憶に残る学習体験を演出することで、ごみ処理への理解が深まります。

原寸大ごみピット･パッカー車

壁面と天井を使った3Dトリックアートにより、実寸大のごみピットとクレーンを再現し、ごみピットの中に入ったような体験ができます。

ごみ収集車の中が透けて収集車の仕組みを理解します。

原寸大炉室

原寸大の焼却炉を壁と床で演出。炉の中に入っているような体験ができます。

発電体験模型

手回し発電機を回すと街の模型が点灯し、発電の仕組みが体験できます。

原寸大ろ布展示

天井の鎖を使い、原寸大のろ布を体験できます。

『行動ゾーン』 ～学んだことを行動に移すきっかけをつくる ～

・廃材を活用した家具やアート等のアップサイクル作品を展示する「クリエイティブリユースの森」で、３Rや循環型社会、ごみを素材として扱う考え方を学び、ごみの減量化へ向けて自主的に行動するきっかけを作ります。

・学習の振り返りとしてSDGsや環境問題に関するクイズにより、地球環境を守るために自分に何ができるかを考える行動につなげます。

クリエイティブリユースの森

3　事業スケジュール

3　事業スケジュール

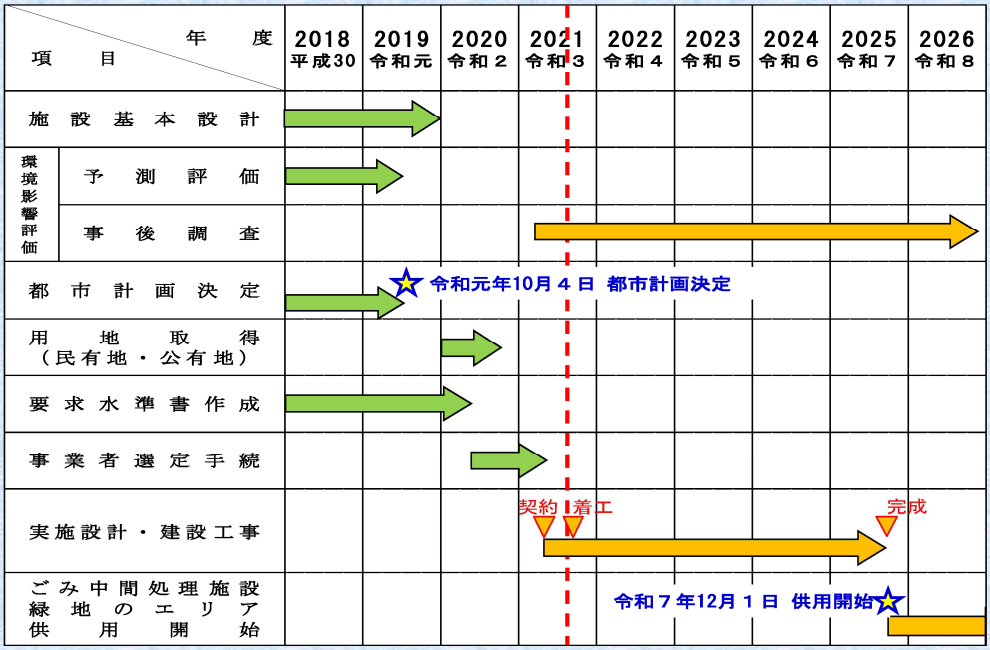

4　全体工事計画

（１）工事関係者

（２）工事内容

（３）工事工程

（４）作業時間・休工日

（５）安全対策

（６）環境保全対策

（７）交通規制

４（１）工事関係者

■発注者

厚木愛甲環境施設組合

■施工監理者

八千代エンジニヤリング株式会社

■施工者

荏原・熊谷・小島・大野共同企業体

（共同企業体代表者）　荏原環境プラント株式会社
（共同企業体構成員）　株式会社熊谷組
株式会社小島組
大野建設株式会社

現場代理人：熊谷組　生田恵己(いくた しげき)
連絡先　046－297－7025

４（２）工事内容

■仮設工事（仮囲い、仮設事務所設置等）

■土木工事
① 用水路付替工事
② 造成工事（盛土工事、施設側擁壁工事）
③ 上水道工事
④ 雨水管工事
⑤ 汚水管工事
⑥ 周辺道路工事（外周拡幅整備工事、交差点改良工事）
⑦ 緑地のエリア整備工事

■建築工事
ごみ中間処理施設（煙突含む）の建設工事

4（2）工事内容

■土木工事

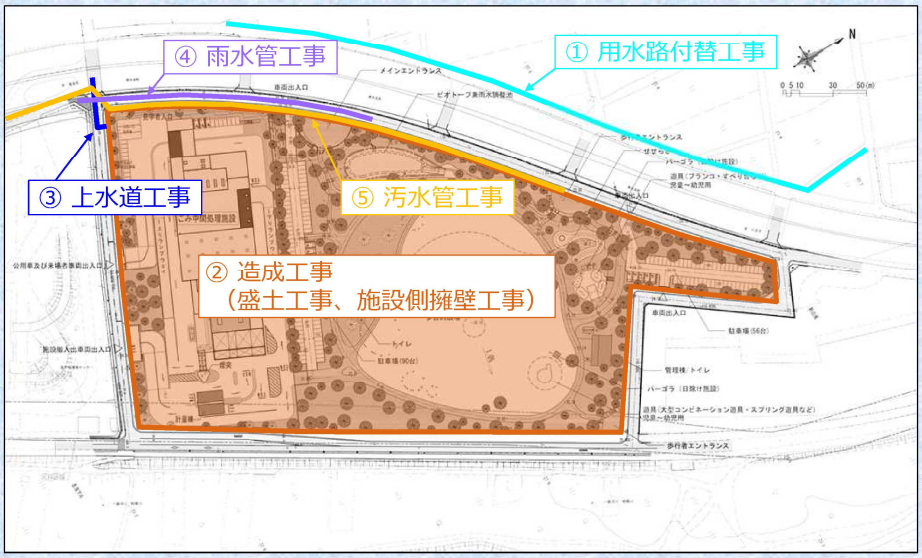

4（2）工事内容

■土木工事 ■建築工事

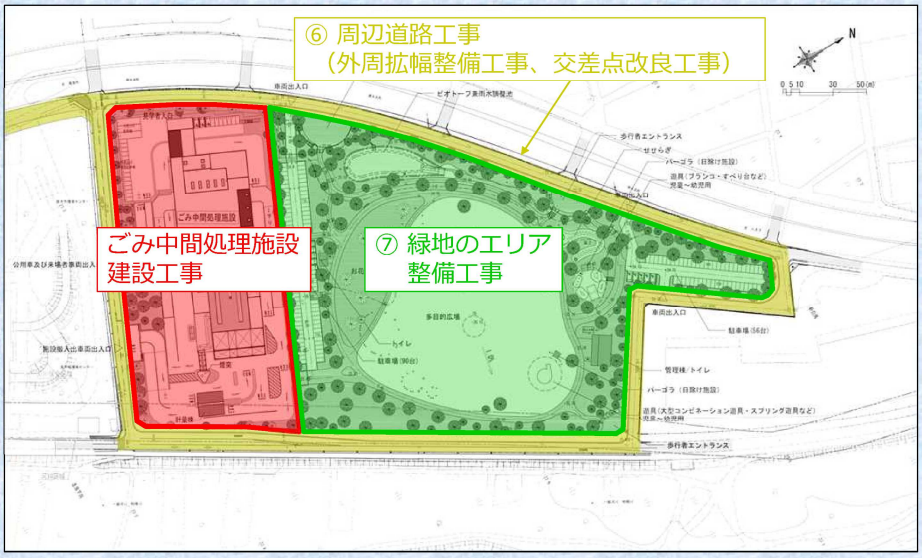

4（3）工事工程

■工　程

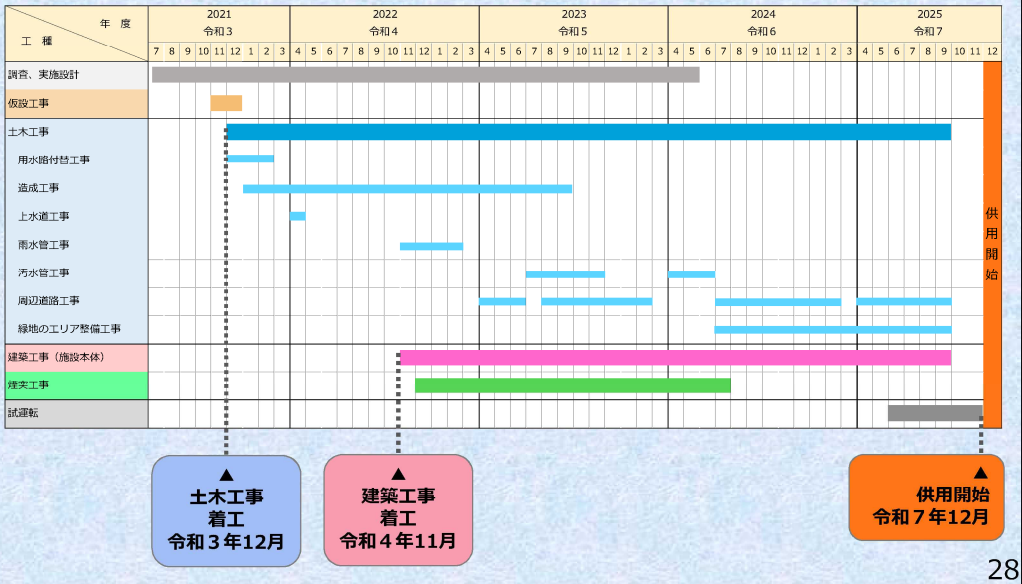

4（4）作業時間・休工日

■作業時間

8：30～17：00

■休工日

毎週日曜日・ＧＷ休暇・夏季休暇・年末年始休暇

・緊急を要する場合、防災・保安上やむを得ない事情がある場合、コンクリート打ち作業等の中断が難しい場合又は休日・夜間に施工する必要がある場合はこの限りではありません。

・上記前後１時間程度、作業に伴う準備・片付けを行うことがあります。

4（5）安全対策

① 建設地周囲に仮囲いを設置し、関係者以外の立入り防止対策を講じます。（32ページ）

② 工事関係車両の運転手には、制限速度の遵守、一般車両の優先を教育・指導し、安全運行に努めます。

③ 工事車両出入口には交通誘導員を配置し、歩行者・一般車両との接触事故防止に努めます。必要に応じて、交差点等にも交通誘導員を配置します。

④ 車両検知システムを設置し、工事車両の退場時はパトランプ及びブザーで歩行者・一般車両に対し、注意を促します。

⑤ 現場内で火気を使用する場合は、周囲に燃え移るものがないか確認した上で、使用箇所に消火器・消火バケツ等を設置し火災の発生を防ぎます。

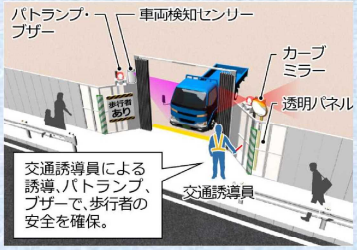

現場出入口イメージ図

4（5）安全対策

4 （5）安全対策

■仮囲い設置位置
（令和３年12月～令和７年9月）

■仮囲い設置イメージ

◆工事に関するお知らせを適宜仮囲いに掲示いたします。

◆ガードフェンス、フラット鋼板パネル等を用いて仮囲いを設置します。

4 （6）環境保全対策

① 騒音・振動の自主基準値(右表)を設定し、工事により発生する騒音・振動を管理することにより規制基準値を遵守します。

項目	規制基準値	自主基準値
騒音	85dB 以下	80dB 以下
振動	75dB 以下	70dB 以下

② 低騒音・低振動型の重機・機械の導入、車両走行時の場内徐行、アイドリングストップにより騒音振動の抑制に努めます。

③ 施設本体工事の住宅地側仮囲いには、防音シートを設置して、騒音を抑制します。

4（6）環境保全対策

④ 降雨時に現場から泥水が流出しないよう、仮設沈砂池を経由して場外の排水施設に放流します。

⑤ 現場内の粉塵が場外に飛散しないよう、適宜、現場内散水を行います。

⑥ 現場出入口付近に高圧洗浄機、タイヤ泥落とし装置等を設置し、一般道路を汚さないよう配慮します。

4（7）交通規制

・周辺道路にて、上下水道工事、道路拡幅工事を行うため、やむを得ず通行止めとなる期間があります。（左図）

・その他、必要に応じて片側交互通行などの交通規制を行う場合があります。

・いずれの場合も、交通誘導員の配置、標識・仮囲いの設置等により、一般の方々の安全を確保するよう努めます。

5　当面の工事予定

（１）当面の工程

（２）用水路付替工事

（３）造成工事

（４）上水道工事

5（１）当面の工程

■工　程

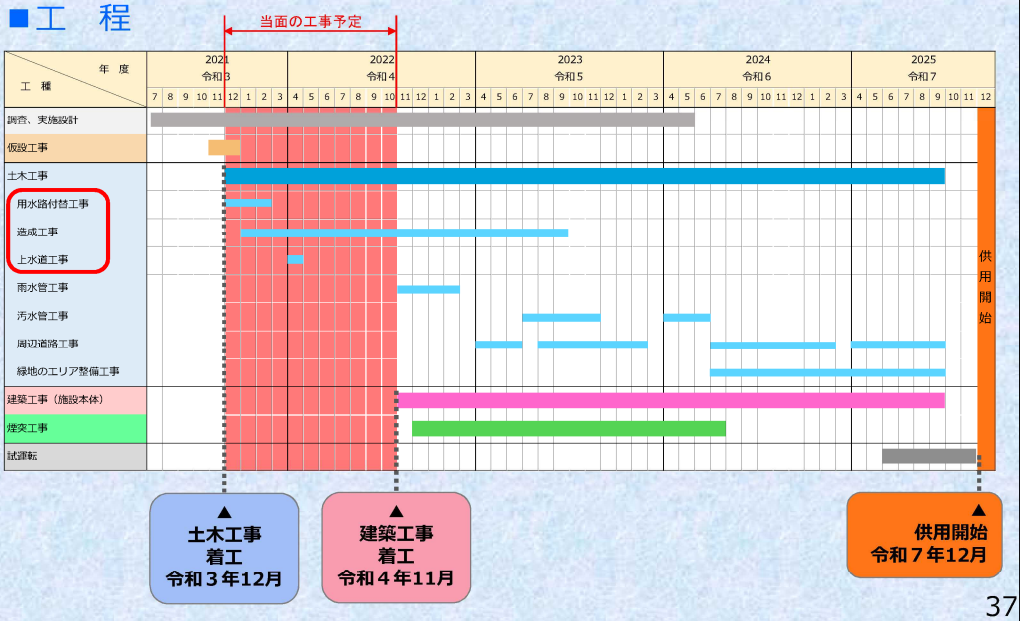

5 （2）用水路付替工事

■用水路付替工事施工期間：令和３年１2月～令和4年2月（予定）

工事場所

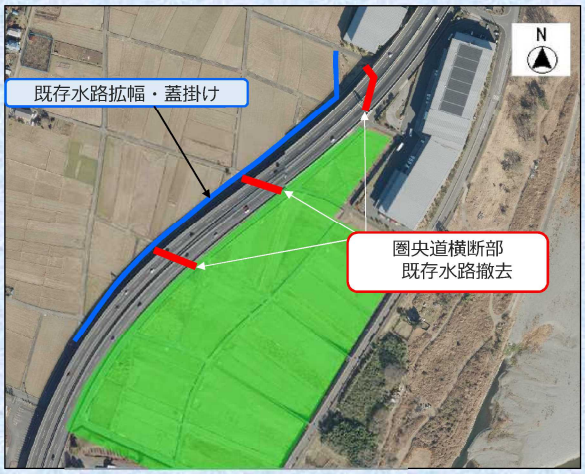

交通規制イメージ

5 （3）造成工事

■造成工事施工期間：令和４年１月～令和５年９月（予定）

・建設地区域内にある既存の道路、水路等を撤去します。

・他の工事で発生した土砂を受け入れて、盛土します。
（現状地盤から約３mの高さ）

・施設エリアの外周には鉄筋コンクリート造の擁壁を設置します。

5 （4） 上水道工事

■上水道工事施工期間：令和４年４月（予定）

・道路に埋設されている上水道本管に接続して、建設地に上水道を引き込みます。
・工事中は、必要に応じて片側交互通行などの交通規制を行います。

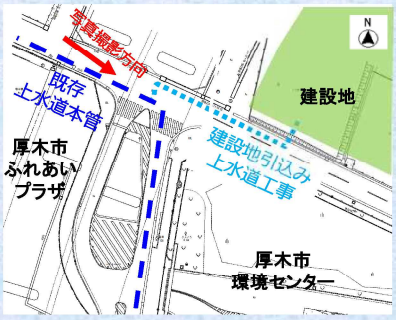

ご清聴ありがとうございました。

※ 工事中は交通規制等、皆さまにご不便をおかけしますが、細心の注意をもって作業にあたりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

厚木愛甲環境施設組合